

年 月 日

石橋文化センター（石橋文化ホール）誘導灯消灯申請書

公益財団法人久留米文化振興会
理事長 檜原利則 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

下記のとおり、避難口誘導灯消灯の為の申請をします。なお、行為の実施にあたっては下記の条件を遵守いたします。また、観客等の安全確保には万全を期し、非常時の避難誘導は責任を持って行います。

防 火	所 在 地	福岡県久留米市野中町 1 0 1 5 番地			
対 象 物	名 称	石橋文化センター（石橋文化ホール）			
日	時	年	月	日（ ）	時 分～ 時 分
催 物	名				
催 事	内 容				
消 灯	理 由				
そ の 他		1. 消灯にあたっては、足下灯（懐中電灯等）を所持した専任の案内要員を、開場から終演後観客退場までの間、客席各出入りに配置します。万一、火災等が発生した場合は、観客の避難誘導を行います。 2. 専任の避難誘導員は、主催者にて事前に避難経路、避難誘導方法について研修を行います。また、この避難誘導員は他の業務にはつきません。 3. 開演前及び休憩時間に場内放送により、客席・ホワイエの観客に対し「演出上の理由により、避難口誘導灯の消灯を行っている。」旨を放送で周知します。 4. 誘導灯消灯中に遅刻客の入場を行う場合は、足下の明かりを確保し安全に留意します。 5. その他、会館職員の指示に従います。			
避難誘導員責任者	氏名	T E L			
避難誘導員氏名 (6名以上)					
備 考					

※消灯タイムスケジュールを添付すること

決 裁 欄	許 可 ・ 不 許 可	防火対策 委員長	防 火 管理者	防火担当 責任者
年 月 日	不許可の理由			

石橋文化センター（石橋文化ホール）

誘導灯消灯の手続き（ご案内）

1. 消灯の手続き方法

- （1） 利用日の一週間前までに所定の「誘導灯消灯申請書」を提出してください。
- （2） 「消灯タイムスケジュール」の書類添付が必要となります。

2. 誘導灯の消灯範囲及び点灯方法

- （1） 消灯できる誘導灯は、避難口誘導灯のみとなります。※足元誘導灯の消灯できません。
- （2） 誘導灯は一括消灯となります。なお、消灯スイッチの操作はホール職員が行います。
- （3） 消灯していても火災報知設備が作動した場合は、誘導灯は強制的に点灯します。
- （4） 危険防止ために点灯が必要と認められる場合は、主催者の承諾なく手動にて誘導灯を点灯させる場合があります。

3. 誘導灯消灯の条件

- （1） 誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯のみとする。
- （2） 消灯時の観客の入退場等については、主催者において各扉に足下灯（懐中電灯等）を所持した案内要員をする等、安全対策に万全を期すこと。
- （3） 公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を周知すること。

4. 放送例文

「本日の公演は、演出上の都合により誘導灯を消灯しますので、あらかじめ非常口をご確認ください。なお、非常の際には、誘導灯が自動で点灯いたします」

5. 注意事項

- （1） 誘導灯消灯による事故については、石橋文化センターでは一切責任を負いません。主催者の責任において安全管理を行ってください。
- （2） 入場者が高齢者・子ども・避難に際して介助が必要な方等が主である場合など、内容によっては消灯できない場合がありますので、可否を急ぐ場合は早めの提出をお願いします。